

# イタリアの協同組織金融

## －2015年以降のガバナンス改革とセクター構造の変化－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主席研究員

平岡 芳博

(キーワード) イタリア、協同組織金融、協同組合銀行、ポポラーレ銀行、BCC、  
協同信用銀行、相互扶助、1会員1票、非営利、欧州債務危機、不良債権

(視 点)

19世紀半ばのドイツが発祥の地とされる欧州の協同組織金融は、大陸欧州の各国に伝播し、国により程度に差はあるものの各地でプレゼンスを有している。

イタリアにおける協同組織金融の存在感は大きいものではないが、都市信用組合から発した“ポポラーレ銀行”と農業信用組合から始まった“BCC（協同信用銀行）”の2業態が協同組織金融を担い、「相互扶助」や「会員間の平等」等をともに経営ガバナンスの基本に据えながらも、異なるアプローチで事業展開を遂げてきた。

協同組織金融機関のガバナンスについては、2015年から2016年にかけて改革の立法化がなされ、2018年にかけての構造改革につながった。

本稿では、イタリアの協同組織金融のセクター構造や近年の動きを概観するとともに、基本的なガバナンスの枠組みとガバナンス改革の内容を紹介し、併せてその背景等にも言及する。

(要 旨)

- 協同組合銀行のガバナンスにわたる内容は、統一銀行法（イタリアの銀行法典）に業態ごとに規定されている。「ポポラーレ銀行」「BCC」とも、協同組合組織として「相互扶助」や議決権の「1会員1票」等に適う内容を備えているが、両者間で温度差の見られる項目もあった。
- ガバナンス体制の見直しについては、長年にわたって議論の高まりが見られたが、2015年から数次にわたる立法措置によりガバナンス改革が実現した。
- 「ポポラーレ銀行」のガバナンス改革の眼目は、総資産が80億ユーロの「しきい値」を超える銀行の株式会社への転換義務であり、「BCC」については規模の小さい各BCCが中央機関を擁する大規模グループの一部となることを義務づける内容であった。

## はじめに

19世紀半ばのドイツが発祥の地とされる欧州の協同組織金融は、大陸欧州の各国に伝播し、国により程度に差はあるものの各地でプレゼンスを有している。

イタリアにおける協同組織金融の存在感はドイツ、フランス、オランダ等ほどは大きくないが、都市信用組合から発した“ポポラーレ銀行”と農業信用組合から始まった“BCC（協同信用銀行）”の2業態が協同組織金融を担い、「相互扶助」や「会員間の平等」等をともに経営ガバナンスの基本に据えながらも、異なるアプローチで事業展開を遂げてきた。

本稿では、イタリアの協同組織金融機関の概要や近年の動きを概説するとともに、同セクターのガバナンス構造と、ガバナンス改革の内容を紹介し、その背景となった要因等にも言及する。

なお、本稿の主なポイントは以下のとおりである。

- ▶ 協同組織金融機関のガバナンスモデルは、特にポポラーレ銀行の事業拡大傾向とも相俟って2008年頃には改革論議の俎上に上っていた。
- ▶ 欧州債務危機はイタリア経済に深刻な景気後退をもたらし、銀行の不良債権比率は2015年にピークに達した。
- ▶ 金融システムの安定化に向けては、様々な制約要因もあり、民間ベースの安定化スキームの構築や、業界再編・破綻処理の態勢整備が中心となった。
- ▶ 協同組織金融の2業態についても対応策の検討が重ねられたが、固有のガバナンス体制の一環としての「1会員1議決権」や出資上限の存在が迅速な資本調達や業界再編に向け制約となり得ることがクローズアップされ、当該要素の除去・緩和を含めた改革議論の進展につながった。
- ▶ 協同組織金融機関のガバナンス改革は2015年から2016年にかけて法制化され、2018年までに実行された。
- ▶ この改革の過程で、ポポラーレ銀行（2013年末の行数37）のうち、2015～2016年には8行が株式会社へ転換し、BCC（2013年末の行数385）は2018年にかけて殆どが中央機関（株式会社）を擁するグループへ集約された。

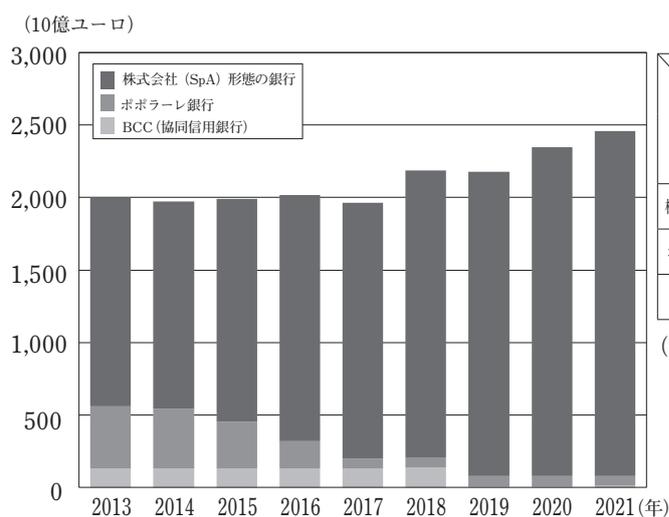
## 1. イタリア協同組織金融の概要と特徴

イタリア銀行（イタリアの中央銀行）の制度分類によると、イタリアの銀行は次のように分類されている。

- ① “banche S.p.A.”（株式会社 (SpA) 形態の銀行）<sup>(注1)</sup>
- ② “banche popolari”
- ③ “banche di credito cooperativo”
- ④ 外国銀行の支店

このうち②の banche popolari（単数形は banca popolare。以下「ポポラーレ銀行」という。）と③の banche di credito cooperativo（協同信用銀行。以下「BCC」という。）の2つが“banche cooperative”（協同組合銀行）を構成している。

図表1 イタリア：銀行セクター別 貸出残高



(備考) イタリア銀行のアンニュアルレポート（資料編）より作成

図表2 店舗当たり貸出残高（2015年）

	貸出残高 (百万ユーロ)		店舗数 (店)	店舗当たり貸出残高 (百万ユーロ)	
		(シェア)			(合計を100としたときのパーセンテージ)
株式会社 (SpA) 銀行	1,537,151	(77%)	19,430	79	(49%)
ポポラーレ銀行	319,794	(16%)	6,144	52	(32%)
BCC	133,015	(7%)	4,430	30	(19%)

(図表1に関する補足)

- ・ポポラーレ銀行のガバナンス改革(立法措置2015年3月:進捗時期2015~2016年)、およびBCCのガバナンス改革(立法措置2016年~:進捗時期2016~2018年)により形態変更(株式会社化/グループ統括会社の株式会社化)があったことから、当該期間において「ポポラーレ銀行」と「BCC」の一部はカウント上「株式会社 (SpA) 形態の銀行」に移行している。

図表1は、上述のセクターのうち①~③の貸出残高を示したものである。

2015年時点の貸出シェア<sup>(注2)</sup>は、①の「株式会社 (SpA) 形態の銀行」(大規模商業銀行の「インテザ・サンパオロ (Intesa Sanpaolo)」グループや「ユニクレディト (UniCredito)」グループなども含まれる)が77%、②の「ポポラーレ銀行」が16%、③の「BCC」が7%となっている。

これに対し、1店舗当たりの貸出残高を比べると、②「ポポラーレ銀行」と③「BCC」の業態比率は両セクターの貸出残高シェアを上回っており、特に②「ポポラーレ銀行」の貸出力が相対的に大きいことが見て取れる。(図表2)

(注)1. S.p.A. = Società per Azioni (株式会社)

2. 協同組合銀行のガバナンス改革(業態変更を伴う)が主に2015~2018年に進捗した(「5. ガバナンス改革」参照)ことから、期間当初に当たる2015年の数値で比較したもの。

以下では、まず「ポポラーレ銀行」と「BCC」の沿革や特徴を概観する。

### (1) ポポラーレ銀行

ポポラーレ銀行は、1864年、新興都市の起業家や商人を顧客としてミラノ近郊の小市であるローディ（Lodi）に設立された小銀行を端緒とする。その後イタリア北部を中心に版図を拡大し、第一次世界大戦の直前には数の上でピークを迎えた<sup>(注3)</sup>。

第二次大戦前には衰退期を迎えるが、1920年代に始まったポポラーレ銀行間の統合プロセスが支店網の拡大と競争力の回復につながったとされる<sup>(注4)</sup>。近年に至っても、ポポラーレ銀行は、2009年までの10年間で56行から38行へと数を減らしたものの、セクターとしての貸出シェアは15.9%から21.6%へと拡大している<sup>(注5)</sup>。

なお、銀行間の統合によりポポラーレ銀行の個別規模は二極化した<sup>(注6)</sup>、その中で大手のポポラーレ銀行については、「顧客数に対する会員数の比率」が2006年3月から2011年3月にかけて5.8%から4.8%へと低下した<sup>(注7)</sup>（すなわち、ポポラーレ銀行の活動拡大と並行して相互性の希薄化が進行した）。

### (2) BCC（協同信用銀行）

最初のBCCは、1883年、北イタリアのロレッジャ（Loreggia: ヴェネト州パドヴァ県）に、“Cassa Rurale”（カッサ・ルラーレ：農業金庫）として誕生した。

BCCの活動は、カトリックからの支持も得て北イタリアを中心に広がり、伝統的な銀行サービスから取り残されていた農村社会の金融ニーズを包摂していった。

支店網や規模の拡大を指向したポポラーレ銀行とは対照的に、BCCは連合体や中央組織を設立し、ネットワーク化を通じて信用補完や事業支援を得る形を指向した。

なお、2013年12月時点のBCCは385行である。

## 2. 協同組合銀行のガバナンス構造

協同組合銀行を巡る原理原則は、イタリアの銀行法典である“Testo Unico Bancario”（以下「統一銀行法」という）<sup>(注8)</sup>の第5章に規定されており、章の冒頭、「協同信用としての銀行業務はポポラーレ銀行ならびにBCCの管掌とする」ことが述べられた上で、両業態についての

(注)3. Poli, F. [2022]

4. Tarantola, A. M. [2009]

5. Tarantola, A. M. [2009]

6. 2014年6月時点の全37行の総資産額につき、**図表8**参照

7. イタリア銀行副総裁（当時）のAnna Maria Tarantola氏が2011年に出席した公聴会で指摘した内容。（Tarantola, A.M. [2011]）

8. 1993年立法。銀行業の各類型に係る規則はもとより、監督態勢や破綻法制等までを広くカバーする約160の条文で構成されている。

条項が続く。

図表3は、両業態のガバナンスにわたる主な内容を統一銀行法の規定内容から切り出し、項目ごとにまとめたものである。「ポポラーレ銀行」「BCC」とも協同組合組織として「相互扶助」や議決権の「1会員1票」等に適う内容を備えているが、両者間で温度差が見られる項目もある。

以下、「ポポラーレ銀行」と「BCC」のガバナンス面の建付けや異同等につき、項目に沿って整理していきたい。なお、図表3に示した内容は2014年3月時点の統一銀行法（協同組合銀行のガバナンス改革前）に基づくものである。（2015年以降のガバナンス改革を経た枠組みについては「5. ガバナンス改革」で後述する。）

図表3 「ポポラーレ銀行」および「BCC（協同信用銀行）」のガバナンス枠組み（2014年3月時点）

		ポポラーレ銀行	BCC（協同信用銀行）
① 形態		有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata)	有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata)
② 職分・事業内容等		—	・主として会員のために信用供与を行う ・イタリア銀行が定める規準に基づき決定された項目（事業内容、預貸業務の内容、営業地域）を定款に組み入れる
③ 1出資持分の価額		2ユーロ以上	25ユーロ以上 500ユーロ以下
④ 会員数		200名を下回ってはならない	200名を下回ってはならない
会員	⑤ 保有持分の上限	・資本金の1%を超えて（直接または間接）保有することはできない ・定款で上限を引き下げることが可能。ただし、その場合でも0.5%を下回ってはならない	50,000ユーロ（価額合計）を超えて保有することはできない
	⑥ 資格要件	—	当該BCCの営業地域内に居住し、または拠点を有し、もしくは継続的に営業していること
	⑦ 入会時の手続要件	理事会による裁決	理事会による裁決
⑧ 利益配分		・年間純利益の少なくとも10%を法定準備金に充当しなければならない ・純利益のうち法定準備金その他の準備金、定款に定める用途に充当されなかった部分、会員に配分されなかった部分については、慈善・援助活動に振り向ける	・年間純利益の少なくとも70%を法定準備金に充当しなければならない ・年間純利益の一部は、法の定める方法・方式により協同事業の振興・発展のための基金に納入しなければならない ・純利益のうち、上記に振り向けられなかった部分、株式の再評価に使われなかった部分、もしくはその他準備金や会員への配分に充当されなかった部分については、慈善または相互扶助目的に振り向けなければならない
⑨ 議決権の行使方式		出資数に関わらず1会員1票	出資数に関わらず1会員1票
⑩ 議決の表決数（合併、株式会社への転換時等）		定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による（変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する）	定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による（変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する）

（備考）2014年3月時点のイタリア“銀行法典”（"Testo Unico Bancario"）より、主な関連項目を記載

## (1) 法的形態

「ポポラーレ銀行」と「BCC」の法的形態については、それぞれの「総則」条項の冒頭(29条、33条)で、有限責任の「株式型協同組合」(società cooperative per azioni)と規定されている<sup>(注9)</sup>。

イタリア民法は、株式会社(società per azioni)にかかる規定が協同組合に準用され得ることを規定しているが<sup>(注10)</sup>、その趣旨もあって、協同組合銀行には証券取引所への株式上場(ただし議決権なし)が認められている。

## (2) 会員間の平等・相互扶助性・非営利等

その本源的機能からの帰結として、協同組織金融機関は典型的に「会員間の平等」「相互扶助性」「非営利性」等の形質を備えているとされる。これらの観点から表中の具体項目に沿って見ていくと、以下のような点が指摘できる。

### イ. 会員間の平等

「ポポラーレ銀行」「BCC」とも、「1出資持分の価額」(③)ならびに「保有持分の上限」(⑤)を低めに抑えるとともに、「会員数」(④)に下限を設け、「議決権の行使方式」(⑨)を1会員1票とすることで、少数への権能集中を防ぐ建付けとなっている。

### ロ. 相互扶助性

「職分・事業内容等」(②)に関し、「BCC」については「主として会員のために信用供与を行う」「イタリア銀行が定める規準に基づき決定された事項(事業内容、預貸業務の内容、営業地域)<sup>(注11)</sup>を定款に組み入れる」といった相互扶助的な内容が定められているが、「ポポラーレ銀行」については同趣旨の縛りはない。

会員の「資格要件」(⑥)に関し、「BCC」については「当該BCCの営業地域内に居住し、または拠点を有し、もしくは継続的に営業していること」と定められているが、「ポポラーレ銀行」については特に同様の定めはない。

このように、「BCC」について明確に定められている「相互扶助性」原則のいくつかを、「ポポラーレ銀行」は実質的に欠いてきた。

### ハ. 非営利性

「利益配分」(⑧)の規定において、まず「BCC」に関しては優れて非営利的な配分方式が示されている。すなわち、年間純利益の少なくとも70%を法定準備金に充当する義務、ならびに協同事業の振興・発展のための基金への納入である。

---

(注)9. Tombari et al. [2009]によれば、(法の制定時点における)「それまでの法的実態を受容し成文化した」内容とされる。

10. イタリア民法2519条

11. 「イタリア銀行が定める規準」とはイタリア銀行による監督規制のインストラクション("Istruzioni di Vigilanza per le banche")であり、BCCに関し(会員本位の業務運営の観点から)「リスク資産の50%以上を会員またはゼロウェイト資産へ振り向ける」ことなどが示されている。

他方、「ボポラーレ銀行」に関しては、利益の一部を基金へ納入する必要はないとされる<sup>(注12)</sup>。

### 3. 協同組合銀行のガバナンスに対する意識の高まり（ガバナンス改革以前）

上述の状況を踏まえ、「協同組合銀行のガバナンス体制をどのようにしていくべきか」について、2008年頃には議論の高まりが見られており、IMFやイタリア銀行といった金融監督当局やアカデミアからも様々な見解・提案等が示された。

例えば、イタリア銀行副総裁（当時）のタラントーラ（A.M.Tarantola）氏は、2009年に行った講演<sup>(注13)</sup>でボポラーレ銀行における規模の二極化に言及し、「事業の急激な拡大局面にあっては、それまで地域共同体が有していた抑制力が希薄化し、経営陣の“適正化インセンティブ”も減退する結果を招きかねない」とした上で、（所有主体の利害が）「細分化・多様化した大組織にとって、既存のガバナンスモデルが適さなくなっている可能性」を指摘した。

IMFのグティエレス（E.Gutiérrez）氏は2008年に発表した論文<sup>(注14)</sup>で、イタリアの協同組合銀行の改革案の骨子として「法定の出資持分ならびに代理議決権行使の上限額の引上げ（定款で個社ごとに設定）」や「理事会構成の見直し」、「議決権のない出資持分やハイブリッド証券の発行促進」等を提案している。

また、同じくIMFのジャソー（N.Jassaud）氏の2014年の論文<sup>(注15)</sup>は、保有持分や議決権行使に制約のある協同組合銀行にあっては、「ガバナンス構造の修正、成績不振の経営者の交代、理事からの後継者指名に対する異議申立」等が難しく、資本調達についても「内部での資本創出やリテールの投資家に頼らざるを得ない」などの限界に触れた上で、「最上位規模の協同組合銀行には株式会社への転換を促すべき」と結論づけた。

### 4. 欧州債務危機とイタリアの銀行危機対応策

協同組合銀行の“ガバナンスのあり方”論議については、後述のとおり2015年から2016年にかけて議論がまとまり法制化を迎えることになるが、同じ時期にイタリア経済を覆っていた銀行危機対応策の策定と展開が、協同組合銀行の“ガバナンスのあり方”を形づくるに当たり、ある種の影響を与えた可能性があると考えられる。以下、欧州債務危機とイタリアの銀行危機対応につき、簡単に見ていくこととしたい。

---

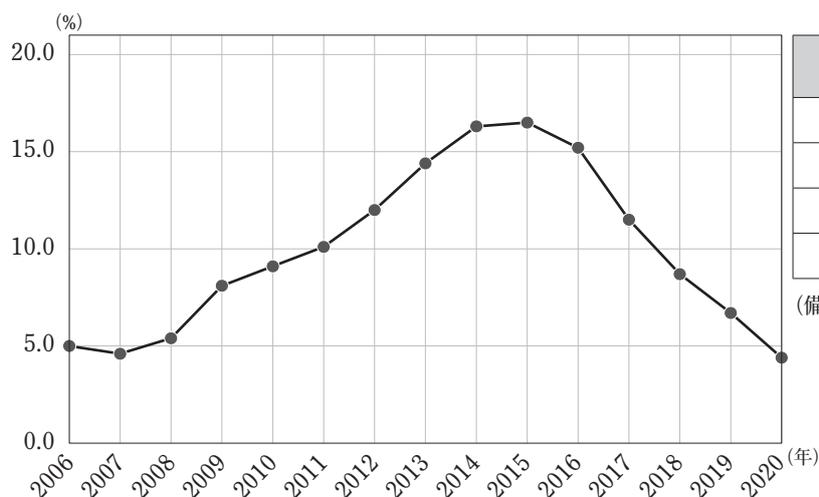
(注)12. Catturati et al. [2016]

13. Talantola, A. M. [2009]

14. Gutiérrez, E. [2008]

15. Jassaud, N. [2014]

図表4 イタリア：不良債権比率の推移



(備考) イタリア銀行のウェブサイト内データを基に作成

図表5 国別比較

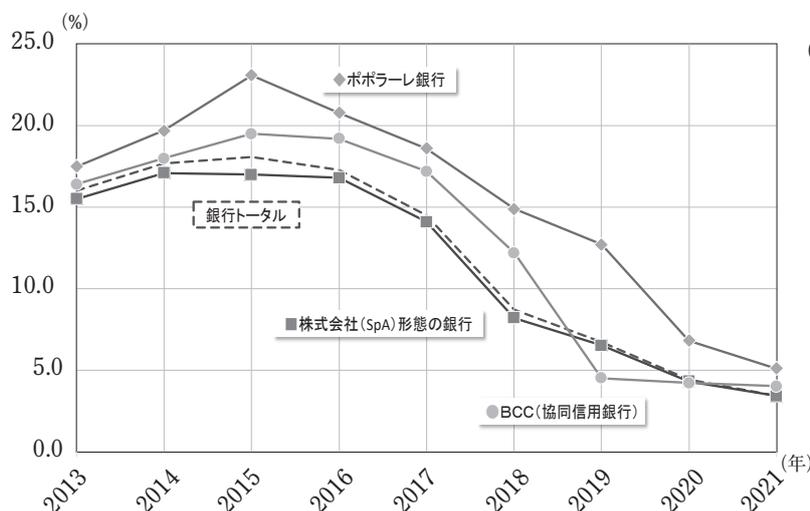
	不良債権比率 (2015年第4四半期)
ギリシア	46.8%
ポルトガル	19.3%
イタリア	16.8%
スペイン	6.2%

(備考) ECB (欧州中央銀行) "Supervisory Statistics"より作成  
(ECBが直接監督する銀行のみの数値)

2008年の世界金融危機に続いて発生した欧州債務危機は、イタリア経済に深刻な景気後退をもたらし、イタリアの銀行部門には多額の不良債権が積み上がった<sup>(注16)</sup>。

不良債権比率は2008年ごろから上昇を続け、ピークの2015年には16.5%<sup>(注17)</sup>と、先進国としては異例の高水準となった。(図表4、図表5)

図表6 イタリア：銀行セクター別 不良債権比率



(備考) イタリア銀行のウェブサイト内データを基に作成

(備考) 不良債権の定義等

- ◆イタリア銀行基準 (旧基準)
  - ・90日以上支払遅延
  - ・貸出条件緩和
  - ・一時支払不能
  - ・破綻先
- ◆EBA (欧州銀行監督局) 基準
  - ・90日以上支払遅延
  - ・全元利金の返済不能可能性
  - ・破綻先

図表4→EBA基準による  
図表6→2017年までイタリア銀行基準 (旧基準)  
2018年以降はEBA基準

(注)16. 土田[2019]は、イタリアの銀行が多額の不良債権を抱えた理由として、①「景気の悪化」、②「破産・倒産法制の不備」、③「不良債権そのものの質的な性格」(不良化した債権の多くが借入依存度の高い中小企業向け)、④「銀行の経営ガバナンスの弱さ」(縁故性の高い融資を生む土壌)を挙げている。

17. EBA (欧州銀行監督局) 基準による数値。

また、協同組織金融の2業態（ポポラーレ銀行、BCC）の不良債権比率は、イタリアの銀行トータルの水準を上回って推移した。（図表6）

金融システムの安定化が急がれたこの時期、欧州においてEUレベルの一元的な銀行監督・規制、破綻処理制度の構築が図られていたが、2014年5月には「銀行再建・破綻処理指令」（Bank Recovery and Resolution Directive: BRRD）が採択され、EU共通の金融機関処理の枠組みが導入された。同指令により、銀行の救済に際しては従来型の公的資金による「ベイルアウト」（bail-out：公的資金の投入による救済・破綻処理）ではなく、民間資金による「ベイルイン」（bail-in：金融機関の株主・債権者の損失負担による救済・破綻処理）を原則とする方針が導入された<sup>（注18）</sup>ことから、同指令の国内適用（2016年1月）以降、イタリアの金融安定策において公的資金の投入を盛り込むことは許されなくなった<sup>（注19）</sup>。

このような状況下、中小銀行に対するイタリアの金融安定化策は、BRRDの制約の及ばない民間ベースの救済スキームの構築（銀行再建基金の設定など）や、他金融機関との合併や資本受入れに向けた環境整備等を中心に据えること<sup>（注20）</sup>を余儀なくされた。

一方、ガバナンスの本質も、予見を超えるリスク発現や環境変化があったとしても安定性が損なわれないような体制を確保することであり、その意味で協同組合銀行の2業態にかかる金融安定化策とガバナンス体制の整備は通底している。金融安定化策の策定は、そのままガバナンス議論の促進へとつながったと思われる。

## 5. ガバナンス改革

### （1）ポポラーレ銀行のガバナンス改革

ポポラーレ銀行のガバナンスを巡る長年の議論は、2015年3月の立法措置によって一段落することとなった。

ガバナンス改革の眼目は、総資産が80億ユーロの「しきい値」を超えるポポラーレ銀行の株式会社への転換義務である<sup>（注21）</sup>。なお、図表7は、ポポラーレ銀行にかかる主なガバナンス項目につき、統一銀行法の規定内容を2015年3月の立法措置の前後で比較したものである。80億ユーロの「しきい値」の設定以外に、議決時の定足数・表決数の変更（緩和）も盛り込まれた。

2015年当時、イタリアの銀行セクターを取り巻く状況は、EUによるBRRD（銀行救済・破

---

（注）18. この方針転換の背景には、2008年の世界金融危機において多額の公的資金投入が世論による指弾を受けたことがあるとされる。（伊豆 [2021 ]）

19. ただし、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行の再建に関しては、例外的に公的支援（予防的資本増強）が容認された（2017年7月）。

20. 金融安定化策の本質は、その時点で予見される損失等のリスクや、予見を超えるリスクが発現した場合でも金融システムが揺るがない体制・対策を整えることにある。公的資金という“真水”が期待できない中、そのシナリオはより精緻なものとなる。

21. 総資産が「しきい値」を超える銀行であっても、超過状態の開始から1年以内に「しきい値」以下に縮減された場合には、協同組合形態にとどまるという選択肢も残された。

図表7 「ポポラーレ銀行」のガバナンス枠組み

		2014年3月時点	ガバナンス改革以後(現行)
① 形態		有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata)	有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata)
	(新設→)		ポポラーレ銀行の資産(当該ポポラーレ銀行がグループ統括会社の場合は連結ベースの資産)は80億ユーロを上回ることができない
② 職分・事業内容等		—	—
③ 1出資持分の価額		2ユーロ以上	2ユーロ以上
④ 会員数		200名を下回ってはならない	200名を下回ってはならない
会員	⑤ 保有持分の上限	・ 資本金の1%を超えて(直接または間接)保有することはできない ・ 定款で上限を引き下げることが可能。ただし、その場合でも0.5%を下回ってはならない	・ 資本金の1%を超えて(直接または間接)保有することはできない ・ 定款で上限を引き下げることが可能。ただし、その場合でも0.5%を下回ってはならない
	⑥ 資格要件	—	—
	⑦ 入会時の手続要件	理事会による裁決	理事会による裁決
⑧ 利益配分		・ 年間純利益の少なくとも10%を法定準備金に充当しなければならない ・ 純利益のうち法定準備金その他の準備金、定款に定める用途に充当されなかった部分、会員に配分されなかった部分については、慈善・援助活動に振り向ける	・ 年間純利益の少なくとも10%を法定準備金に充当しなければならない ・ 純利益のうち法定準備金その他の準備金、定款に定める用途に充当されなかった部分、会員に配分されなかった部分については、慈善・援助活動に振り向ける
⑨ 議決権の行使方式		出資数に関わらず1会員1票	出資数に関わらず1会員1票
⑩ 議決の表決数(合併、株式会社への転換時等)		定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による(変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する)	・ 初回決議にあつては、(定足数)会員の10分の1かつ(表決数)投票数の3分の2 ・ 第2回決議にあつては、(出席者の頭数に関わらず)投票数の3分の2

(備考) イタリア「銀行法典」(2014年3月時点、および現行規程)より、主な関連項目を記載

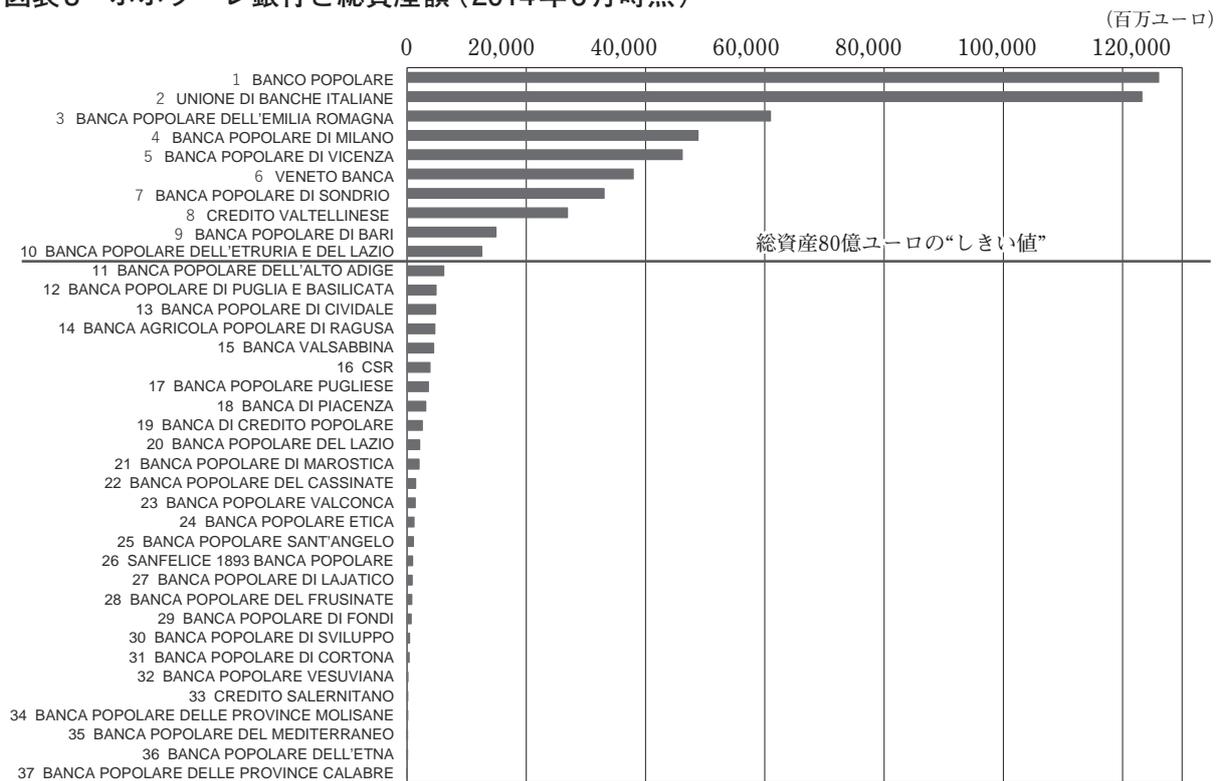
綻処理指令)の採択(2014年5月)により公的資金投入の可能性が極めて限定的になっており、より現実性の高いケースとして民間レベルでの対処(内外銀行による資本増強や他行との合併等)が意識されていたと思われる。

そのような環境にあって、協同組合の形態は外部からの資本増強が事実上困難であることから、ポポラーレ銀行のうち大規模な銀行については株式会社への転換によって資本市場へのアクセスを可能にし、協同組合形態にとどまる銀行については表決数等の要件緩和によって合併等を少しでも容易にするというのが、2015年の立法措置の提要<sup>(注22)</sup>と整理される。

図表8は、イタリアのポポラーレ銀行(2014年6月時点)を、総資産順に並べたものである。2015年3月の立法措置を受けて、総資産が「しきい値」を超える10行(総資産ベースで全ポポラーレ銀行の91%に相当)のうち8行が、2016年末までに株式会社に転換した。

(注)22. イタリア銀行・金融監督局長(当時)のCarmelo Barbagallo氏は、2015年に行った講演の中で、協同組合銀行のガバナンス改革につき「イタリアで採用されているモデルでは協同組合という形態が資本増強を困難にして」おり、システムの安定性強化に向け「ポポラーレ銀行の規制において、リスクに見合った資本金水準の達成を妨げているいくつかの核心的課題が除去された」旨を述べている。(Barbagallo C. [2015])

図表8 ポポラーレ銀行と総資産額（2014年6月時点）



(備考) イタリア銀行ならびに各行ウェブサイト内データ等を基に作成

## (2) BCC（協同信用銀行）のガバナンス改革

BCCのガバナンス改革は、2016年から数次にわたる立法により実行された。

図表9は、BCCにかかる主なガバナンス項目を統一銀行法の規定内容に沿ってガバナンス改革の前後で比較したものである。修正があった項目は「会員数の上限(④)」と「保有持分の上限(⑤)」で、それぞれを引き上げることにより資本調達余力が高まった。

一方、新たな項目として加わったのは「協同組合銀行グループ」のスキームで、規模の小さい各BCCが中央機関を擁する大規模グループの一部となることを義務づける内容である。イタリアのBCCは、それまでも“分散型”のネットワークを形成していたが、今回のガバナンス改革でフランスやオランダと同様のハイブリッド構造が正式に導入された。

グループの統括会社は銀行業務の権能を持つ株式会社（純資産10億ユーロ以上）とされ、グループ内のBCCが資本の60%以上を保有する。統括会社の法的形態が株式会社で、10億ユーロ以上の純資産が義務付けられているのは、資本市場へのアクセスや格付取得の可能性を考慮してのことと考えられる。

統括会社は各BCCと“結束契約”（contratto di coesione）を締結し、グループ内の戦略策定や調整・是正措置の実施等を担う。

図表9 「BBC（協同信用銀行）」のガバナンス枠組み

		2014年3月時点	ガバナンス改革以後（現行）
① 形態		有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata)	有限責任の株式型協同組合 (società cooperativa per azioni a responsabilità limitata)
② 職分・事業内容等		・主として会員のために信用供与を行う ・イタリア銀行が定める規準に基づき決定された項目（事業内容、預貸業務の内容、営業地域）を定款に組み入れる	・主として会員のために信用供与を行う ・イタリア銀行が定める規準に基づき決定された項目（事業内容、預貸業務の内容、営業地域）を定款に組み入れる
③ 1出資持分の価額		25 ユーロ以上 500 ユーロ以下	25 ユーロ以上 500 ユーロ以下
④ 会員数		200名を下回ってはならない	500名を下回ってはならない
会員	⑤ 保有持分の上限	50,000 ユーロ（価額合計）を超えて保有することはできない	100,000 ユーロ（価額の合計）を超えて保有することはできない
	⑥ 資格要件	当該 BCC の営業地域内に居住し、または拠点を有し、もしくは継続的に営業していること	当該 BCC の営業地域内に居住し、または拠点を有し、もしくは継続的に営業していること
	⑦ 入会時の手続要件	理事会による裁決	理事会による裁決
⑧ 利益配分		・年間純利益の少なくとも70%を法定準備金に充当しなければならない ・年間純利益の一部は、法の定める方法・方式により協同事業の振興・発展のための基金に納入しなければならない ・純利益のうち、上記に振り向けられなかった部分、株式の再評価に使われなかった部分、もしくはその他準備金や会員への配分に充当されなかった部分については、慈善または相互扶助目的に振り向けなければならない	・年間純利益の少なくとも70%を法定準備金に充当しなければならない ・年間純利益の一部は、法の定める方法・方式により協同事業の振興・発展のための基金に納入しなければならない ・純利益のうち、上記に振り向けられなかった部分、株式の再評価に使われなかった部分、もしくはその他準備金や会員への配分に充当されなかった部分については、慈善または相互扶助目的に振り向けなければならない
⑨ 議決権の行使方式		出資数に関わらず1会員1票	出資数に関わらず1会員1票
⑩ 議決の表決数（合併、株式会社への転換時等）		定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による（変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する）	定款変更の際の表決数として定款に定められている定数による（変更内容に応じて別個の定数が定められている場合には、低い方を適用する）
			（協同組合銀行グループ） ・協同組合銀行グループの統括会社（株式会社形態、銀行業務の権能あり、グループ内のBCCが資本の60%以上を保有、純資産10億ユーロ以上）を形成 ・統括会社は、結束契約（il contratto di coesione）に基づきグループの経営・調整等を行う  （新設→）

（備考）イタリア“銀行法典”（2014年3月時点、および現行規程）より、主な関連項目を記載

この改革によりBCCは、Iccrea 協同組合銀行グループの128行（2021年12月現在）、Cassa Centrale Banca 協同組合銀行グループの71行（同上）に再構成され、南チロル「トレンティーノ・アルトアーディジェ自治州」所在のライフアイゼン貯蓄銀行39行（同上）は、イタリア銀行からの認可を受けてIPS（制度的保証スキーム）の下で自律性を維持することとなった。

## おわりに

イタリアの協同組織金融機関の“ガバナンス改革”は、イタリア経済が欧州債務危機の洗礼を受けたことも一つの契機となって現実化することとなった。

2015年からの“ガバナンス改革”は、欧州債務危機以前から交わされていた議論の蓄積がなければ実現し得なかったものと思われる。

<参考資料> (\*は講演録等)

- ・ Banca d'Italia [2014, 2021]. “Testo Unico Bancario.”
- ・ Barbagallo, C. [2015]. “Le banche locali e di credito cooperativo in prospettiva: vigilanza europea ed evoluzione normativa.” \*
- ・ Barbagallo, C. [2016]. “Misure urgenti concernenti la riforma delle banche di credito cooperativo e altre misure in materia bancaria.” \*
- ・ Barbagallo, C. [2019]. “Crises and financial regulation: current and future developments.” \*
- ・ Catturali, I. & Stefani, M. L. [2016]. “Italian Credit Cooperative Banks,” *Credit Cooperative Institutions in European Countries*, Springer.
- ・ Groeneveld, H., Di Salvo, R., Lopez, J. S. & Di Leo, F. [2018]. “National Initiatives to Drive the Evolution of the Cooperative Banking Sector,” *New Cooperative Banking in Europe*, palgrave macmillan.
- ・ Gutiérrez, E. [2008]. “The Reform of Italian Cooperative Banks: Discussion of Proposals,” *IMF Working Paper WP/08/74*.
- ・ Jassaud, N. [2014]. “Reforming the Corporate Governance of Italian Banks,” *IMF Working Paper WP/14/181*.
- ・ Poli, F. [2022]. “Co-operative Banking in Italy,” *Co-operative Banking Networks in Europe*, Palgrave.
- ・ Romano, G. [2016]. “La riforma delle Banche popolari tra “argomenti” di diritto interno e “ragioni” di diritto europeo”.
- ・ Tarantola, A. M. [2009]. “Le banche popolari nel confronto competitivo: vocazione territoriale e profili di governance.” \*
- ・ Tarantola, A. M. [2011]. “La riforma delle banche popolari.” \*
- ・ Tombari, U. & E. Mugnai [2009] “Comment destinato al Commentario a Testo Unico Bancario diretto da Belli, Porzio e Santoro, Giuffrè Editore.”
- ・ 伊豆 久 [2021] 「EUの銀行破綻処理におけるベイルインとベイルアウト」『現代金融資本市場の総括的分析』日本証券経済研究所
- ・ 神山哲也 [2016] 「イタリア銀行部門の不良債権問題と対応策」『野村資本市場クォーターリー』2016 Summer.
- ・ 土田陽介 [2019] 「イタリア銀行危機対応策の展開とその問題点」『日本EU学会年報』第39号, 6月.